

第26回食品の表示に関する共同会議

厚生労働省 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会
食品表示調査会
農林水産省 農林物資規格調査会表示小委員会

日時：平成17年11月29日（火）

14：00～16：00

場所：日本郵政公社本社

2階共用会議室A～D

議事次第

1. 開会

2. 議事

- (1) 加工食品品質表示基準改正案に対して寄せられた意見について（わかりやすい表示方法について）
- (2) 加工食品の原料原産地表示について
- (3) その他

3. 閉会

配付資料

- 資料1 加工食品品質表示基準の一部改正に対する意見募集の結果について
資料2 内容量の表示方法の見直しについて
資料3 20食品群への原料原産地表示の義務づけの検討状況
資料4 加工食品の原料原産地表示の義務化対象品目の見直しについて

参考資料1 20食品群への原料原産地表示の義務づけの検討経過

参考資料2 加工食品の原料原産地表示の義務化の要望一覧

参考資料3 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議

平成17年11月29日
農 林 水 産 省

加工食品品質表示基準の一部改正に対する 意見募集の結果について

加工食品品質表示基準の一部改正について、平成17年10月5日から11月4日までの間、パブリック・コメントを募集しました。今般、その結果を下記のとおりとりましたので、お知らせいたします。

なお、パブリック・コメントの対象ではありませんが、第25回食品の表示に関する共同会議資料1「加工食品品質表示基準第5条（特色のある原材料等の表示）の考え方について（案）」に対しても御意見が寄せられましたので、参考までに回答をお示しします。

記

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・意見募集要領及び参考資料を農林水産省のウェブサイトに掲載
- ・農林水産省及び地方農政局等の窓口で関連資料を配付

(2) 意見提出期間

平成17年10月5日から11月4日まで（郵送の場合は11月4日消印有効）

(3) 意見提出方法

インターネット、郵送又はFAX

(4) 意見提出先

農林水産省消費・安全局表示・規格課

2. 意見募集の結果

①全件数

・インターネットによるもの	21	件
・郵送又はFAXによるもの	8	件
合 計	<u>29</u>	件

②分類別件数

提出総数ベース 単位：件

	インターネット	郵送、FAX
① 消費者団体	0	0
② 生産者団体	2	0
③ 事業者・事業者団体	10	6
④ 個人	9	2
⑤ その他、不明	0	0

③全意見

農林水産省ホームページから御覧いただけます。

(http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/sougou_syokuryou/kyodo_kai_gi/wakariyasui_hyoji.htm)

3. 提出された意見・情報に対する考え方

別紙のとおり。

【問合せ先】

農林水産省消費・安全局表示・規格課

担当： 足立、梅田

TEL：03-3502-8111（内）3309

TEL：03-3501-3727（夜間直通）

加工食品品質表示基準の一部改正案等への意見と考え方

【総論】

分類	主な意見	件数	回答
総論	改正に賛成。	6件	引き続き、わかりやすい食品表示の実現に向けて取り組んでまいります。
	わかりやすい表示は大切であるが、度重なる加工食品品質表示基準の改正は食品産業にとって非常に痛手であるため、十分な議論の上、実施して欲しい。	4件	加工食品品質表示基準の改正に当たっては、学識経験者、消費者、製造業者等で構成される「食品の表示に関する共同会議」において、十分な議論を行っており、今回の改正についても、合計7回の共同会議において議論されています。
	今回の加工食品品質表示基準の改正は個別品質表示基準のある加工食品まで適用されるのか。	1件	今回の改正は、加工食品品質表示基準の改正であり、個別品目の品質表示基準を改正するものではありません。個別品質表示基準において表示方法について別に定めがある場合には、これに従い表示を行う必要があります。なお、個別品目の品質表示基準が定められている品目であっても、当該基準に定めのない事項については、加工食品品質表示基準が適用されます。
	わかりやすい表示の実現のためには消費者にも広く知識を共有してもらうことが必要であるため、消費者・製造者向けの表示についての広報活動等を積極的に行って欲しい。	2件	これまでも、パンフレットの配布、説明会の開催などを通じて、JAS法に基づく品質表示基準制度について、消費者・製造業者等への周知に努めているところあり、今回の加工食品品質表示基準の改正についても、十分な周知を行ってまいります。
	加工食品品質表示基準の改正にあたっては、業界関係者への説明、指導等の面も配慮して欲しい。		
移行期間	従来販売者と製造者・加工包装業者・輸入業者等を併記する際の考え方が分かり易く明示されていなかった経過から、必ずしも“表示内容に責任を持つ者”が一括表示枠内に記載されていない実態があるため、施行にあたっては表示切り替え時に包装資材を無駄に破棄する事態が起きないよう最低1年程度の経過措置期間を設定して欲しい。	3件	御指摘の趣旨を踏まえ、2年程度の移行期間を設けることといたします。
	包材の在庫処理や表示切替えのために2年程度の猶予期間を設けて欲しい。		
	特色のある原材料についての考え方が変わることから、猶予期間を設けて欲しい。		

【一括表示の弾力化について】

分類	主な意見	件数	回答
総論	別記様式による表示と同等程度にわかりやすく表示する場合に限り別記様式以外の表示でもよいこととされているが、同等程度とはどのように理解すればよいか。	2件	別記様式と同等程度に分かりやすい表示とは、例えばプライ斯拉ベルのように、必要事項が一括して見やすく表示されているような場合を指します。具体例はQ&Aでお示します。
	別記様式の「原材料名」の事項名を「原材料」と表記することなどは、一般常識をもってこれらは同一の意味を示していることが容易に判断できることから、安易に取締らないで欲しい。	2件	「原材料名」を「原材料」としたり、「製造者」を「製造元」とするなど、消費者に表示内容の誤認を与えない事項名で表示を行うことも可能となります。なお、別記様式の備考については、第4条第2項(1)に基づき、別記様式により表示を行う場合の留意事項等を定めるものであり、これを削除することはできません。また、一括表示弾力化の趣旨は、同項(1)の但書の規定等により、明らかにされています。
	別記様式の「製造者」の事項名を「製造元」等と表示することも認めるなど、一括表示弾力化の趣旨を明確にするため、別記様式備考は削除すべき。		
	賞味期限、内容量を別記様式の最下段に記載したい場合があるが、そのような場合は表示項目の順番を変えることは可能か。	2件	別記様式の項目順を変えて表示したり、枠を省略するなど、別記様式と同等程度にわかりやすいとみなされる場合には認められます。具体例はQ&Aでお示します。
	別記様式の枠は必ずしも必要でないという理解でよいか。		
	「表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること」とは「別記様式によらない表示」にも適用されるという理解でよいか。	1件	御理解のとおりです。
	一括表示は今後とも継承し、表示事項名の削除を進め、別記様式内にリサイクルマーク、公正マークなどの併記を認めるべき。	1件	何について表示してあるかを明確にするため、原則として事項名の表示は必要です。また、リサイクルマークや公正マークなど法令に基づくマークについては、他の表示事項が見づらくなならないよう工夫の上、別記様式内に表示することが可能です。
	原材料名、賞味期限、保存方法を別途記載したとき、別途記載云々の断り書きを省略できるようにさらに緩和して欲しい。	1件	わかりやすい表示のためには、一括表示部分に「本面上部に記載」のように記載箇所を具体的に示すことが必要と考えます。
	一括表示の弾力化は、メーカーにとっては良い改正であるが、消費者にとっては、記載事項が分散され見づらくなる懸念が残る。	1件	今後とも表示は別記様式で行うことが基本であり、別記様式以外で表示できるのは別記様式と同等程度に分かりやすく一括して表示する場合に限られます。また、別記様式から名称、内容量を省略できるのは、これらが商品の主要面に見やすく表示されている場合であり、消費者にとって見づらくなることはないと考えます。
	消費者に有益な情報として、「開封後はなるべく早くお召し上がりください」と別記様式内に記載することは可能か。	1件	今回の改正により可能となります。具体例はQ&Aでお示します。
18年10月から原料原産地表示が義務化となるが、移行期間内で消化しきれない包装資材を有効活用するため、一括表示部分に近接した箇所に原料原産地名のシールを貼付する方法も可能か。	1件	今回の改正により可能となります。包装資材の有効利用のためにも、このような表示方法を是非御活用ください。	

名称、内容量	食品包装の表面に品名を記載した時は、別記様式の名称欄を削除した残り5項目のみを表示すればよいのか。	1件	商品の一般的名称を商品の主要面に見やすく表示する場合には、別記様式の名称欄を省略することが可能となります。
	個別品質表示基準の規定されている加工食品について、名称と内容量を主要面に記載した場合、一括表示部分に重ねて表示する必要はないと考えて良いか。	2件	今回の改正は、加工食品品質表示基準の改正であり、個別品目の品質表示基準を改正するものではありません。個別品目の品質表示基準において定められている表示の方法に係る基準は、当該品目の製造・販売実態を踏まえ定められているものであり、これに従った表示を行う必要があります。例えば、個別品目の品質表示基準により、「一括して表示すべき事項」として名称、内容量が規定されている場合には、名称、内容量を商品表面に明記していても、一括表示欄においてこれらを省略することはできません。
	個別品表のある食品についても、名称、内容量の省略や原材料名の別途記載ができるようにしてほしい。		
	消費者が容易に商品比較を行うことができるよう、名称と内容量も他の表示事項と一括して記載すべき。	1件	名称と内容量を一括表示部分において省略できるのは、これらを商品の主要面に見やすく表示する場合です。したがって、このことにより、消費者の商品比較が困難になることはないものと考えられます。また、この表示方法の活用により、空いたスペースを有効利用し、より文字を大きくする、更なる情報提供を行うなどの工夫をすることにより、消費者にとってよりわかりやすい情報提供が可能となります。
	どのような名称が一般的な名称にあたり、一括表示部分の表示が省略可能なのか、Q&Aで明確にして欲しい。	1件	どのような名称が一般的名称であるかについては、消費者への定着状況を踏まえつつ、消費者に誤認を与えることのないように、まずは表示に責任を有する事業者自らが判断すべきものです。
	商品名に「とんかつソース」と記載し、別記様式から名称を省略した場合、この「とんかつソース」は、濃厚ソースなのか、中濃ソースなのかの区別がつかなくなるのではないか。	1件	個別品目の品質表示基準の中に一括表示が規定されていない品目については、今回の加工食品品質表示基準の改正により、当該名称を商品表面に明瞭に記載する場合に限り、一括表示部分の名称を省略できます。ウスターソース類についてはこれに該当しますが、ウスターソース類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1666号)において、「中濃ソース」、「濃厚ソース」等の表示を行うことが義務づけられていることから、「とんかつソース」という商品名に近接して「中濃ソース」等と明瞭に表示する場合に限り、別記様式の名称を省略することが可能となります。
	内容量の表示を、一括表示部分に記載箇所を表示することにより、一括表示部分以外の箇所に記載できるようにしてほしい。	2件	御意見は今回の改正の趣旨に合致するものであるため、加工食品品質表示基準の改正に反映させることとします。

【原材料の表示(複合原材料、おかず等)について】

分類	主な意見	件数	回答
複合原材料	複合原材料の規定について、「原材料の当該複合原材料に占める」の部分で、「当該複合原材料の原材料が、製品の原材料に占める」に修正して欲しい。(「(ウ)複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満のとき」との整合を図るため。)	1件	使用した原材料はすべて記載することが原則である中で、複合原材料については、表示が煩雑になることを考慮し、当該複合原材料に占める重量順が3位以下であり、かつ、当該複合原材料に占める重量割合が5%未満の原材料について、例外的に「その他」と表示することを認めるものであり、省略可能な原材料をこれ以上拡大することは考えていません。
	「複合原材料の名称からその原材料が明らかなき」とは具体的にどの様なものを指すのか、Q&Aで記載して欲しい。	2件	例えば、「鶏唐揚げ」、「エビフライ」などですが、具体例はQ&Aでお示しします。
	第4条(2)ウの表に、「魚肉すり身」「乳等を主要原料とする食品」を追加して欲しい。	1件	「魚肉すり身」及び「乳又は乳製品を主要原料とする食品」は、いずれも複合原材料の名称からその原材料が明らかなき原材料とみなされますので、個別品目の品質表示基準で特段の規定がある場合を除き、原材料名として「魚肉すり身」又は「乳又は乳製品を主要原料とする食品」と表示することが可能です。ただし、これらに用いた食品添加物については、省略せずに記載する必要があります。
	複数の複合原材料に同じ賦形剤が含まれている場合など、ばらして合算して記載したほうが合理的と考えられる場合には、ばらして表示することも認めて欲しい。	2件	御意見の場合のように、ばらして表示の方がわかりやすいと考えられる場合には、個別品目の品質表示基準で特段の規定がない場合、ばらして表示することも可能である旨をQ&Aで明確化します。
	複数の複合原材料に「食塩」を使用した場合、「食塩」の原材料に占める割合が推定出来るのであれば合算した場合の順位により1箇所に記載することを認めて欲しい。		
	複合原材料の表示について、アレルギー物質を含むため、3～5番目に「小麦」等と記載した場合、その後の複合原材料は、「その他」と記載してよろしいか。また、省略しなかった場合、ただがきによる5%以上であると誤解される恐れは無いのか。	2件	アレルギー物質に関する情報の提供の観点から、例えば、複合原材料中の重量順で5位かつ5%未満の「小麦」を表示したい場合、「小麦」までの原材料を重量順に表示し、6位以下の原材料を「その他」と表示することが可能です。また、5%未満である3位又は4位の原材料を「その他」でくり、5位の「小麦」を繰り上げて表示することは認められません。このように、複合原材料の原材料のうち、「その他」とまとめた原材料の中で重量順位の低いものを抜き出して表示することはできないことをQ&Aで明確化します。 なお、「その他」とまとめて記載した原材料の中にアレルギー物質を含む食品を用いている場合には、食品衛生法に基づきアレルギー表示を適切に行う必要があります。
	複合原材料の原材料で、「その他」とまとめた原材料の中で特定のものを抜き出して表示することはできないことをQ&Aで明確化すべき。		
5%未満の原材料を「その他」と記載するのではなく、省略できるようにして欲しい。	1件	5%未満の原材料を省略することは、表示された原材料以外のものを使用していないとの誤認を与えることとなり、消費者への情報提供として適切ではないため認められません。 なお、「その他」とまとめて記載した原材料の中にアレルギー物質を含む食品を用いている場合には、食品衛生法に基づきアレルギー表示を適切に行う必要があります。	

おかず	どのようなものを「おかず」と表示できるかをQ&Aで明確にして欲しい。	1件	具体例はQ&Aでお示しますが、外部から容易に識別できる副食物は限定的なものではありません。Q&Aを参考にしつつ、消費者の一般的な認識を踏まえ、事業者が判断することが必要です。
他規定	個別品質表示基準に規定がない食品についても、同種の原材料を括弧で括って記載することを認めて欲しい。	1件	個別品目の品質表示基準で特段の規定がない食品について、同種の原材料を括って表示する方がわかりやすい場合にあつては、このような表示が可能である旨をQ&Aで明確化します。
	個別品質表示基準で原材料名の表示方法の規定がある食品について、その他の表示方法も認めて欲しい。	1件	個別品目の品質表示基準に原材料の表示方法について規定がある食品については、当該個別品目の品質表示基準に従って表示することが必要です。
	報告書に「原材料の名称を最終製品を製造する事業者が使用する状態の原材料を基本とする」とあるが、飲用乳の表示に関する公正競争規約では、「脱脂乳」や「クリーム」を「生乳」と表記できるように最近改正され、内容に矛盾が生じている。	1件	公正競争規約や食品衛生法等他法令で記載方法等の定めがある場合には、それに従って表示を行うことが必要です。(なお、関係機関に照会しましたが、御意見にあるような乳飲料の表示に関する公正競争規約の改正については、確認できませんでした。)
その他	食品添加物製剤中の食品添加物以外の原材料、すなわち食品添加物製剤中の食品素材の表示はどのように行えば良いか。	1件	使用量がわずかであり製品に影響を及ぼさない食品添加物製材中の食品素材については、表示が必要な原材料に該当しないことをQ&Aで明確化します。なお、表示が必要な原材料に該当しない場合でも、食品衛生法に基づきアレルギー表示を適切に行う必要があります。

【製造者等の表示について】

分類	主な意見	件数	回答
総論	「製造者」「販売者」等の項目名を一本化してほしい。	2件	JAS法上の表示に責任を有する者を、当該者を表す最も適切な事項名で表示することが必要であり、「製造者」「販売者」等の項目名の一本化は考えていません。
	製造者、販売者を一括表示部に連名で記載することは可能か。	1件	製造者、販売者を一括表示部分に連名で記載することも可能ですが、いずれの者が表示に責任を有する者であるかについて、両者の間で合意しておくことが必要です。
	製造者等の記載方法についてQ&Aなどで明確化してほしい。	1件	具体的な記載方法について、Q&Aで明確化します。
	改正案の「製造業者等のうち、表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を記載すること。」と、従来の「表示を行う者」とどう違うのか。	1件	これまでの考え方に変更はありませんが、従来、別記様式の備考において「表示を行う者」とのみ規定されていたことにより、表示責任の所在が曖昧なまま複数の者が表示される事例も見受けられたことから、考え方を明確化するものです。
	「加工者」「包装業者」等の区分を明確とし、消費者窓口、リコール等の責任者である者の明確化を通じた意識の再啓発が必要。	1件	今回の加工食品品質表示基準の改正において、表示内容に責任を有する者(製造者、加工者、輸入者又は販売者)を表示しなければならないことが明確化され、消費者窓口、リコール等についても責任を有するものと考えます。

【特色のある原材料の表示について】

(第25回食品の表示に関する共同会議資料1「加工食品品質表示基準第5条(特色のある原材料等の表示)の考え方について(案)」についての意見。

分類	主な意見	件数	回答
特色のある原材料	特色のある原材料の表示に該当する「品種名・銘柄・ブランド名」の定義を明確にして欲しい。	1件	どのようなものが特色のある原材料に該当するのかについて、その考え方をQ&Aでお示します。
	静岡茶に宇治茶をブレンドした場合も「宇治茶使用」が義務付けられるのか。	1件	「宇治茶」は特色のある原材料に該当しますが、「宇治茶」を使用したものに必ず「宇治茶使用」と表示しなければいけないわけではありません。「宇治茶使用」と強調して表示したい場合には、緑茶に占める「宇治茶」の割合を併記してください。
	特色のある原材料の表示について、「煎茶」と「抹茶」を使用し、「抹茶入り」と表示した緑茶飲料の場合、原材料名欄の表示は、「緑茶(煎茶、抹茶)」と表示することでよいか。	1件	御理解のとおりです。なお、煎茶より抹茶の使用量が多い場合は、「緑茶(抹茶、煎茶)」と表示することとなります。
	「抹茶入り玄米茶」の場合、原材料は「抹茶」又は「緑茶」と「玄米」と表示することができるか。	1件	使用した緑茶のうち抹茶を強調して商品表面などに表示する場合、原材料名として「緑茶(煎茶、抹茶)」のように表示する必要があります。
	多種類の砂糖を使用しているものに「黒糖使用」と表示する場合、「砂糖(上白糖、グラニュー糖、三温糖、粗糖、黒糖)」のように記載しなければならないか。「加えた」「入り」「主体に使用」のように100%使用との誤認を与えない表現であればよいのではないか。	1件	多種類の砂糖を全て表示すると表示が煩雑になるおそれがあるため、お尋ねの場合、例えば「砂糖、黒糖」のように、強調表示した原材料を抜き出して表示することにより、全ての種類の砂糖を表示することによって表示が簡素化され、かつ、100%使用との誤認を防止できると考えます。なお、「加えた」「入り」などの用語により誤認が防止できるものとは考えられないことから、原材料名として「砂糖、黒糖」のように表示する必要があります。
	「ホンマグロ」は特色のある原材料に該当するとされているが、細分化された一般的名称ではないか。	1件	水産物には品種の概念が薄く、一般的に種名が品種に該当すると認識されている(例えば『「マグロ」の中の「クロマグロ」』は、『「いちご」の中の「とちおとめ」』に相当)と考えられることから、水産物の種名については特色のある原材料に該当するものと整理しています。
	複数の香辛料のうち特定の香辛料を強調して「ハバネロ入り」、「シソ入り」、「パセリ入り」と表示する場合、これまでどおり、原材料名欄には最も一般的な名称として「香辛料」と表示することを認めて欲しい。	1件	御指摘の特定の名称の香辛料を強調表示する場合には、原材料名としてその他の香辛料も使用している旨が分かるよう表示することが必要です。なお、原料に占める割合が2%以下であれば「香辛料」とまとめて表示することも差し支えありません。
	「原料からの抽出物」の使用の例として緑茶飲料があげられているが、飲料はどのような位置づけになっているのか。	1件	飲料も加工食品品質表示基準の対象である加工食品の一つです。ここでは、抽出物使用の例として取り上げたもので、特別な意図はありません。
	そばや蜂蜜は、そば粉や水あめの割合を表示すべき。	1件	加工食品品質表示基準においては、一般的名称で表示される原材料の割合表示を義務化することは考えておりません。なお、蜂蜜については、はちみつ類公正競争規約において、はちみつに糖類を加えた場合は、製品に占める糖類の割合を表示すること等が規定されており、これに従って表示するべきと考えます。
「加工食品品質表示基準第5条の考え方について(案)」の4(6)で示された「北大西洋産本マグロ3%使用」の様に表示すると逆に本マグロが全体の3%しか使用していないように誤認されると思う。	1件	例示は「北太平洋産」を強調する場合のものであり、誤認は与えないものと考えます。	

【その他】

分類	主な意見	件数	回答
原料原産地	第4条第2項(8)の「原料原産地名については、当該地名に対応する原材料が明確となるよう記載すること」の意味を解説して欲しい。	2件	原料原産地名欄を設けて表示を行う場合、消費者にわかりやすいよう、複数の原材料を使用した加工食品にあつては、「国産、A国産」のように原産地名のみを表示するのではなく、原材料と原産地を対応させて、例えば「国産(だいこん、にんじん)、A国産(きゅうり)」のように表示することが必要であるということです。詳細はQ&Aでお示します。
	原料原産地名を原材料と対応させて表示することは、消費者にとってより分かりやすい表示と考える。		
	知名度が高くない地名が多いことから、表示における個別具体的な地名集を作成して欲しい。	1件	原料原産地表示では国名を記載することとしているところですが、それより詳細な地名の表示については、その商品が販売される場所等も考慮し、消費者の認知度も踏まえて、事業者が判断するべきものです。
期限表示	現在商品に用いている「賞味期限」の使用意図は、単なる美味しさを意味するものではなく、むしろ品質の安定性を意味していることから、「品質期限」あるいは「品質保持期限」の方が、一般消費者にとって理解しやすく、しかも学術的(食品学など)にも適した表現である。	1件	「賞味期限」と「品質保持期限」については、平成15年に厚生労働省と共同で開催する「食品の表示に関する共同会議」で検討し、パブリックコメントを募集した上で「賞味期限」を表示することとしたものであり、消費者に理解しやすく実態にあつた用語であると言えます。
	第4条第2項(6)の解釈について、例えば賞味期限2006.10.20の場合、別記様式の賞味期限に、「枠外の〇〇に記載してあります」と記載してあれば、「2006.10.20」の印字だけで良いのか。	2件	一括表示部分に消費期限又は賞味期限の事項名が表示されているので、別途記載する場所に、再度、事項名を表示する必要はありませんが、別途記載する場合に事項名を表示することは、消費者にとってよりわかりやすい表示と言えます。
	第4条第2項(7)の解釈について、記載箇所を表示した箇所には、「賞味期限」の印字はいらぬのか。		
その他	お弁当の添加物表示についても簡素化して最低表示項目数を定めるべき。	1件	食品添加物については、食品衛生法により、使用した量の多寡に関わらず、原則として使用した添加物を表示することとなっています。したがって、「おかず」とまとめて原材料表示を行った場合でも、個々のおかずを使用した添加物については、食品衛生法に基づき適切に表示を行う必要があります。
	全食品トレサビリティ化早期実現 諸外国に負けない表示制度	1件	御要望として承ります。
	乳等省令では別の表示方法が定められるなど、商品のカテゴリーによって表示方法を定めるのではなく、全ての加工品について一律共通の表示方法を定めるべき。	1件	加工食品については、その種類に応じて様々な特性があることから、必ずしも一律共通の表示基準のみでなく、特性に応じた個別の表示基準も必要と考えます。
	緑茶の場合、登録商標名と名称(茶種)とを混同する恐れがあるため、表面へ記載する場合は、名称:〇〇茶(例、名称:煎茶)とすべきではないか。	1件	名称が一般的でない場合には、一括表示部分の名称欄に「緑茶」等、一般的名称を表示することとなり、消費者へ誤認を与えるおそれはないと考えます。

その他	報告書に含まれていて品表改定案で触れていない提案事項についても、Q&Aで具体的説明を行うとともに、Q&A通知の前に説明して欲しい。	1件	報告書の中の、加工食品品質表示基準の改正を伴わない提案事項については、Q&Aにおいて具体的説明を行います。なお、Q&Aの説明は、Q&Aを作成した後、事業者への説明会等の中で行うことを予定しています。
	表示の印字にはインクジェット印字など様々な方法が活用されているので、大きさについてのみの規定としていただきたい。	1件	日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさであれば、インクジェット印字など印字の方式は問いません。
	原材料の不使用、無添加など『使用していないもの』についての表示の規定がないため、事業者は都合よく『不使用』『無添加』という表示を使用し、消費者は『不使用』『無添加』でないものが悪いもののように誤解する可能性がある。消費者にとって誤解のない表示という観点からも、『使用していないもの』についての表示の規定を制定するよう、検討を開始して欲しい。	1件	現時点では、不使用、無添加などについては、どの原材料又は添加物を使用していないのかを明確にするとともに、全ての製造段階において不使用、無添加であることを確認した上でその事実を記載するのであれば、JAS法上問題のあるものではないと考えていますが、御要望として承ります。
	特色のある原材料の重量比較方法として、濃縮、乾燥等のものは同じ状態に換算して比較するとされているが、原料原産地の主な原材料と決定するときの重量比較も同様と考えて良いか。	1件	御理解のとおりです。
	水について表示が不必要のままでもよいか検討すべき。	1件	原材料として水を記載することの是非については、引き続き関係者間での検討が必要と考えます。

内容量の表示方法の見直しについて

内容量の別途記載について、加工食品品質表示基準において以下のように対応。

- 加工食品品質表示基準改正案第 4 条第 2 項に、以下の条文を追加する。

内容量を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、第 1 号の規定にかかわらず、義務表示事項を一括して表示する箇所に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

- 内容量の別途記載（イメージ）

